平成２１年（フ）第２１１５６号
東京都稲城市平尾１丁目36―６―201
債務者　貝瀬　光晴
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１５７号
東京都稲城市平尾１丁目36―６―201
債務者　貝瀬智江美（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１６２号
千葉県柏市弥生町４―１―102
債務者　青柳　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１６３号
東京都葛飾区柴又３丁目25―９―404
債務者　谷　　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１６９号
東京都世田谷区宮坂１丁目１―３―102
債務者　作原　邦俊
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７０号
東京都葛飾区奥戸９丁目22―４―201
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７１号
東京都世田谷区中町２丁目４―10―202
債務者　大平　　洋
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７２号
東京都世田谷区太子堂２丁目９―２―201
債務者　越智　文子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７３号
埼玉県上尾市本町４丁目７―25―Ｂ―202
債務者　瀬川　恭子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１８２号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―402
債務者　高市　元昌
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１８６号
東京都江戸川区南小岩６丁目９―20
債務者　八丁　恵太
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１８９号
東京都葛飾区東堀切１丁目１―９　結城方
債務者　成瀬　　綾
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２０１号
千葉県八千代市大和田新田41―９―103
債務者　伊藤三千代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２０２号
東京都大田区大森中３丁目３―12　落合荘６
債務者　鈴木　健夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２０３号
東京都台東区清川２丁目15―７
債務者　及川　　充
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２０６号
東京都江東区北砂２丁目18―２―611
債務者　成田富美子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部